

小田原市 受付チェックシート（単体規定が準用される工作物の確認申請）法第 88 条第 1 項 暫定版
規則第 3 条 表 1 「基本的な図書」

申請者名・件名			
設計者又は 代理者 記名欄	上記の確認申請書に添付した構造関係図書については、添付図書・明示事項との整合及び申請図書間の整合を確認しました。		
設計者	氏名記入欄		
工作物の種類	構造	高さ	
	造	M	

確認申請提出前に下記項目について内容確認の上、該当する各チェック欄に■またはレを記入して下さい。
下記事項が確認されていることを前提に受理時の審査を行います。

	図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
申請書	第 10 号様式	必要事項全て。添付図書には設計者の氏名が記載されている。	☐
	公図の写し	申請敷地範囲	☐
添付図書 (共通)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	☐
	配置図	縮尺及び方位	☐
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置及び申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別	☐
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ	☐
	平面図又は横断面図	縮尺	☐
		主要部分の材料の種別及び寸法	☐
	側面図又は縦断面図	縮尺	☐
		工作物の高さ	☐
		主要部分の材料の種別及び寸法	☐
	構造詳細図	縮尺	☐
		主要部分の材料の種別及び寸法	☐
	構造計算書	応力算定及び断面算定	☐
	委任状	確認の申請を代理者に委任する場合のみ。	☐
他の許認可証等の写し	都市計画法・風致地区・高度地区・生産緑地法・景観法・占用許可・自費工事許可等・屋外広告物条例	☐	

規則第 3 条 表 2 工作物の種類に応じて各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書

(い)	図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
令第 141 条の規定が適用される工作物 (広告塔及び高架水槽・サイロ・物)	配置図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置、構造方法及び寸法	☐
	平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置、構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状	☐
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	☐
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別	☐
	側面図又は縦断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状	☐

小田原市 受付チェックシート（単体規定が準用される工作物の確認申請）法第 88 条第 1 項 暫定版

見塔等令 第 138 条 第 1 項第 3 号又は 第 4 号)		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	☐
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	☐
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法	☐
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	☐
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	☐
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法	☐
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	☐
		基礎底部又は基礎ぐいの先端部の位置	☐
		基礎底部に作用する荷重の数値及び算出根拠	☐
	使用材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	☐
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	☐
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法	☐
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	☐
	令第 38 条第 3 項	基礎の構造方法が国土交通大臣の定めた構造方法を用いている。100 キロ N/m ² 超の接地圧の場合、良好な支持地盤に達している	☐
	令第 38 条第 4 項	令第 38 条第 3 項の規定によらず、基礎の国土交通大臣が定める基準で計算している	☐
	令第 39 条第 2 項	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造について国土交通大臣が定める基準である	☐
	令第 40 条ただし書き（木造）	茶室・あずまや又は 10 m ² 以内の物置等（第 3 節適用外に該当）	☐
	令第 42 条ただし書き（木造）	土台の適用除外に該当	☐
	令第 47 条第 1 項（木造）	構造耐力上主要な継手・仕口が国土交通大臣が定める方法で緊結されている	☐
	令第 66 条（鉄骨）	柱の脚部の固定	☐
	令第 67 条第 2 項（鉄骨）	構造耐力上主要な継手・仕口が国土交通大臣が定める方法又は認定を受けたもので緊結されている（認定書添付あり）	☐
	令第 69 条（鉄骨）	ブレース・耐力壁が釣合いよく配置されている。又は国土交通大臣が定める方法により安全が確かめられている	☐
	令第 70 条（鉄骨）	地階を除く 3 階建ての建築物の一本の柱のみの加熱による体力低下によって全体が崩壊する場合の防火被覆又は加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形等を起こさないものとして国土交通大臣が定めた方法又は認定を受けたものである（認定書添付あり）	☐
	令第 73 条第 2 項、第 3 項ただし書き（RC）	鉄筋の継手長さを 40 d 以上（鉄筋の引張力が最も小さい部分に設ける場合は 25 d 以上）又は、国土交通大臣の定めた方法	☐
	令第 77 条第 4 号（RC）	帯筋比（国土交通大臣の定めた方法により計算）0.2%以上としている	☐
	令第 77 条第 5 号（RC）	柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の 1/15 以上としている	☐
	令第 77 条第 6 号（RC）	主筋の断面積の和はコンクリートの断面積の 0.8%以上としている	☐

小田原市 受付チェックシート（単体規定が準用される工作物の確認申請）法第 88 条第 1 項 暫定版

	令第 77 条の 2 第 1 項ただし書き（R C）	P C床板は国土交通大臣が定める方法により計算している	☐
	令第 79 条第 2 項（R C）	鉄筋のかぶり厚さについて国土交通大臣が定めた構造方法及び認定を受けた部材を使用している	☐
	令第 79 条の 3 第 2 項（S R C）	鉄骨のかぶり厚さについて国土交通大臣が定めた構造方法及び認定を受けた部材を使用している	☐
	令第 80 条の 2（C）	無筋コンクリートについて国土交通大臣が定めた技術基準にしたがっている	☐
	令第 139 条第 1 項第 4 号イ	（煙突及び煙突の）支線について国土交通大臣が定める方法によりしたがった構造計算である	☐
	構造方法の認定書の写し	防火上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの等	☐